

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

利益相反・輸出管理マネジメント室(Office of Conflict of Interest and Security Export Control (COI-SEC))は、2014年(平成26年)4月に設置され、利益相反と輸出管理に関する企画・調査研究と管理・普及に取り組み、本学の教職員が安心して教育研究活動等に打ち込める環境を形成することができるよう、その適正な運用に努めてきました。

本学は国内的にも国際的にも「開かれた大学」として、地球規模課題の解決に向けた知の創造とこれを牽引するグローバル人材の創出を目指しており、第4期中期目標においては、「新しい時代を支えるGLOBAL TRUSTの創出という役割を果たす真の総合大学を実現する」ことを目標の一つとしています。

最近においては、研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために、研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保が喫緊の課題となっています。

そうした中で、利益相反マネジメントと輸出管理の適正な運用を推進することは、国際的な信頼に耐え得る大学の活動を支える最も基本的な役割であると認識しています。

本リーフレットを通じて、その一端をご理解いただければ幸いです。

2025年 6月

利益相反・輸出管理マネジメント室長
教授 新谷 由紀子

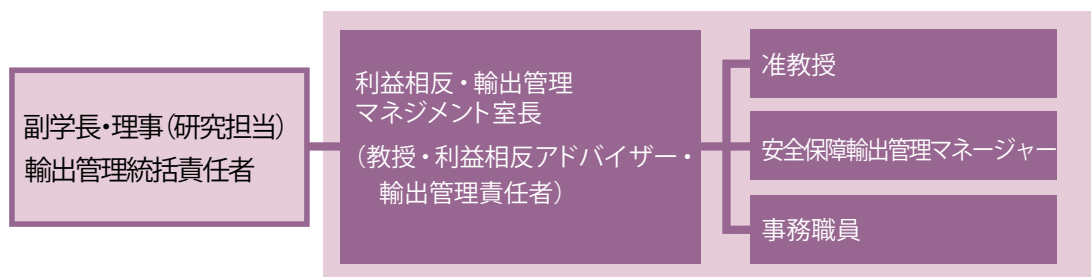
2025

利益相反・輸出管理マネジメント室の組織

利益相反・輸出管理マネジメント室の組織の現状は、次のとおりです。

- 室長(教授、利益相反アドバイザー、輸出管理責任者)、准教授、安全保障輸出管理マネージャー、事務(主任、非常勤職員)

【利益相反・輸出管理マネジメント室の体制】



- ▶ **利益相反委員会**：利益相反に関する基本方針・規則等の制定・改廃、利益相反等に対する対応策、利益相反に関する学内啓発活動等の審議。
- ▶ **利益相反アドバイザーボード**：利益相反委員会の委員長の諮問に応じて、異議申立てその他個別案件に関する審議、その他議長が必要と認める利益相反に関する事項の審議。
- ▶ **利益相反アドバイザー**：利益相反に関する企画、調査研究、個別案件についてのアドバイス等の支援、普及等の業務。
- ▶ **輸出管理統括責任者**：輸出管理の基本方針・施策の企画・立案その他輸出管理業務の統括。
- ▶ **輸出管理責任者**：取引の確認シート・取引審査(第二次審査)、輸出管理業務手続の推進、研修・教育、相談業務等。
- ▶ **安全保障輸出管理マネージャー**：輸出管理に関する企画・運営・支援・普及等の業務。

利益相反マネジメント

利益相反とは、一般的には個人や組織の職業的、倫理的な義務や責任を果たす能力が利害関係によって損なわれる、又は損なわれるおそれのある状態をいいます。利益相反は広く様々な利害関係を問題としますが、大学においては産学連携活動の中で利益相反が生じやすく、これまで産学連携における金銭的利害関係が筑波大学の主な利益相反マネジメントの対象となってきました。しかしながら、近年では外国からの不当な影響による技術流出等への懸念が顕在化し、利益相反・責務相反をマネジメントすることによってより一層の透明性と説明責任を要請されるようになってきました。これが「研究インテグリティ」(研究の健全性・公正性)の自律的な確保の要請です。

利益相反マネジメントでは、行動の結果に対して罰則を強化する手法ではなく、事前の対策、特にそのための利害関係の開示が第一歩となります。なぜなら、金銭的利害関係によって、気持ちに変化が生じ、結果としてえこひいきの行動に至る因果関係を証明することは困難だからです。したがって、事前に利害関係を明らかにすることによって透明性を確保するとともに、重大な影響を及ぼすおそれのある利害関係については、利益の放棄や研究への不参加、モニタリングなどの対策を求めることもあります。

利益相反マネジメントは、究極のところ、大学に対する社会からの信頼の確保を目指して行われます。信頼が壊れれば、国や地域社会からの支援もおぼつきません。また、本来の活動である研究・教育活動を発展させることもできません。利益相反マネジメントは、大学の生命線を維持するための根幹となる活動です。

個人としての利益相反マネジメント

2022年4月1日から、個人的な利益の報告事案が生じたら随時報告をしてもらうこととなりました。情報の修正報告もあります。随時報告ができなかった案件については、毎年4～5月の定期的報告の期間に前年度分の個人的な利益を報告します。随時報告を行った分については定期的報告の期間に報告する必要はありません。次のA～Cが報告の対象となる個人的な利益です。

A ①兼業によるもの、②研究成果の実施料若しくは売却によるもの、③給与の全部又は一部の支払いの年間合計100万円以上になる場合。随時報告の場合、その年度で100万円以上になる見込みの段階で報告します。

B 株式等の保有。ただし、筑波大学と共同研究や物品購入等の契約関係にある企業等の株式等保有を報告。株式等の種類・保有数等(持分の場合は金額)及び株式等保有先の企業等と本学との関係を記載。株式等の保有の場合のみ、申告者本人以外に、配偶者及び生計を一にする一親等内の親族についても報告義務があります。

C 企業等から職員等に対して提供される法人の管理下でない金銭、物品、役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの(補助金・助成金等のすべての研究資金、奨励金、賞金、寄附金、出張費、講演料、執筆料、物品、役務)。この場合の金額の下限はありません。

組織としての利益相反マネジメント

組織としての利益相反の状況には、次の二つの態様があります。

- 1 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合
- 2 大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

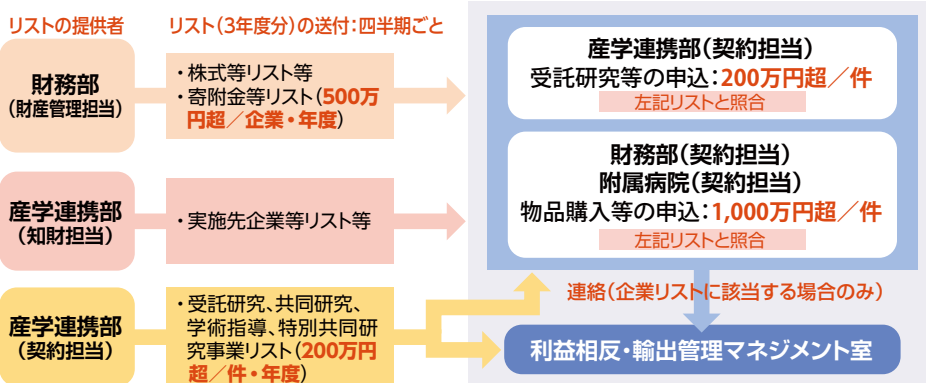
上記の態様に応じて右図のような連絡のシステムを整えています。

研究計画の審査に係る利益相反マネジメント

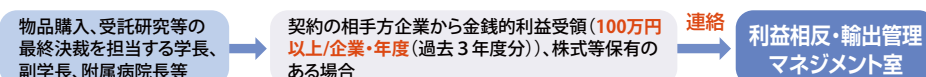
上記の全学的な利益相反マネジメント・システムとは別に、人を対象とする研究や厚生労働省の科学研究費補助金を申請する際の研究計画など個別の研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査する必要があるため、これらの審査は、各系又は附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において行うこととなっています。

【組織としての利益相反システムの概要】

1 大学自身が企業等との間で特別の利益を持つ場合



2 大学の意思決定権者が企業等との間で特別の利益を持つ場合



利益相反アドバイザーへご相談ください

日頃の研究活動等において利益相反問題が生じたり、あるいはそれに類似した問題のあるときは、いつでも利益相反アドバイザーにご相談ください。利益相反問題かどうか迷った場合でも、国立大学法人としての公正・公平な職務・業務の遂行に疑問が生じたときはどうぞ遠慮なくご相談ください。回答はできる限り丁寧に、また、通常は相談日を含め一両日中にお送りしています。ご相談はEmailをお願いします。

▶ 事務担当: coisec@un.tsukuba.ac.jp

▶ 利益相反アドバイザー: shinya.yukiko.gu@u.tsukuba.ac.jp (新谷)

● 原則としてEmailでご相談ください。匿名や仮名ではなく、なるべく詳細で具体的な情報の提供をお願いします。契約書等関係書類をあわせてご送付ください。なお、臨床研究等に係る利益相反マネジメントについては、各系等の担当者へお問い合わせください。

● 共同研究成果等に係る広告における筑波大学の名称使用に注意してください。

健康食品や(承認前の)医薬品・医療機器に関連した広告における筑波大学の名称使用の案件が増加しています。効果を期待させるような表示は法令等に制限がありますので、本学名称使用に関しては利益相反アドバイザーに相談をしてください。(参考関係法令等: 景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法、食品表示基準、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(消費者庁)など)利益相反アドバイザーが具体的な広告案について検討した後、企業側には原則として都道府県の薬事関連部署や医療機器等関連部署等の担当窓口で表記・表現の確認をしていただきます。

【利益相反に関する解説書の作成】

利益相反に関する調査研究に基づいて筑波大学のシステムをわかりやすく説明した各種の解説書を作成し、ウェブサイトに掲載しています。

▶ URL: <https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/regulation/>



安全保障輸出管理

安全保障輸出管理の意義

先進国が保有する高度な貨物や技術が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会が協調して厳格な管理を行っています。日本では本枠組みに基づき、外国為替及び外国貿易法(外為法)及び関連法令等で規制対象の貨物や技術を定め輸出管理を実施しています。近年、世界各地で安全保障をめぐる課題が深刻化する中、日本を含む国際的な平和と安全の維持を図るために適切に管理していくことが強く求められています。

先進的で高度な教育・研究活動が行われている筑波大学においても、国際的な人的交流や海外の大学との共同研究等を一層推進する中で、法令で定められた「輸出者等遵守基準」を遵守し、貨物の輸出や技術の提供に際して適切に管理していくことは、本学への社会の信用を保つための重要な取組となります。もし、外為法違反に問われるような事態が発生した場合には、違反行為をした教職員のみならず、大学自体も罰則の対象となるなど、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

しかし、輸出管理は一律に大学の活動を制限するためのものではなく、意図しない技術流出や法令違反の未然防止のための基本的な手続です。また本学では、教員等による事前申請等手続の負担軽減を図るとともにより正確かつ迅速な審査を実現するために、関連部局と連携の上、輸出管理手続の電子化を推進、運用しています。

大学における安全保障輸出管理の対象

外為法で規制されている貨物を輸出する場合、技術を提供する場合は、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。2022年5月1日から、みなし輸出における「特定類型」に該当する居住者が安全保障輸出管理の対象に追加されたため、注意が必要です。

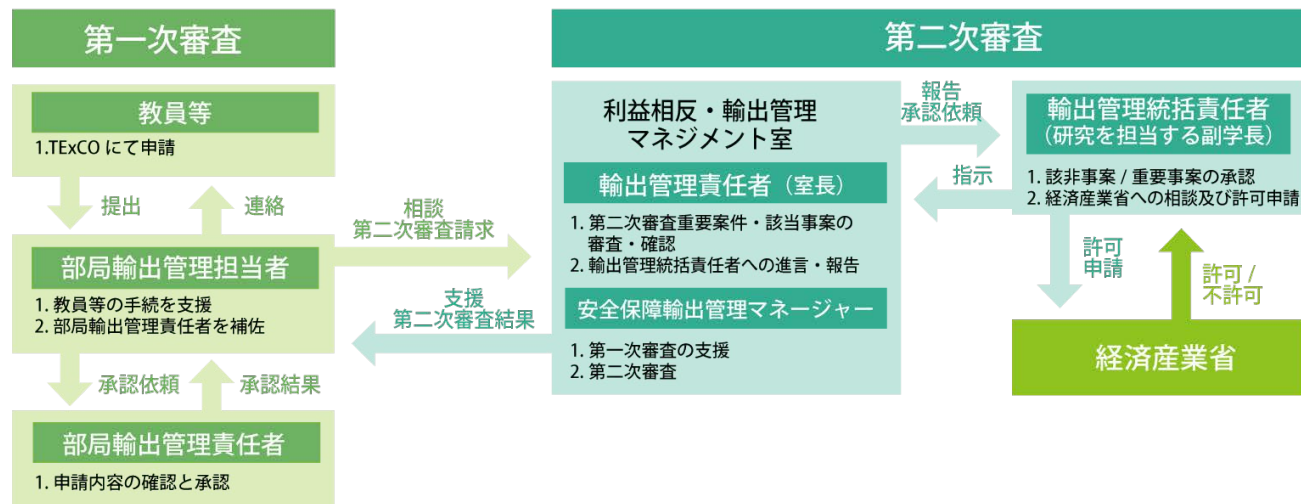
※「特定類型」については、別リーフレットを参照してください。

輸出管理の対象は貨物の輸出だけでなく、学会発表、共同研究等による技術の提供も対象になります。

【大学における輸出管理の対象】

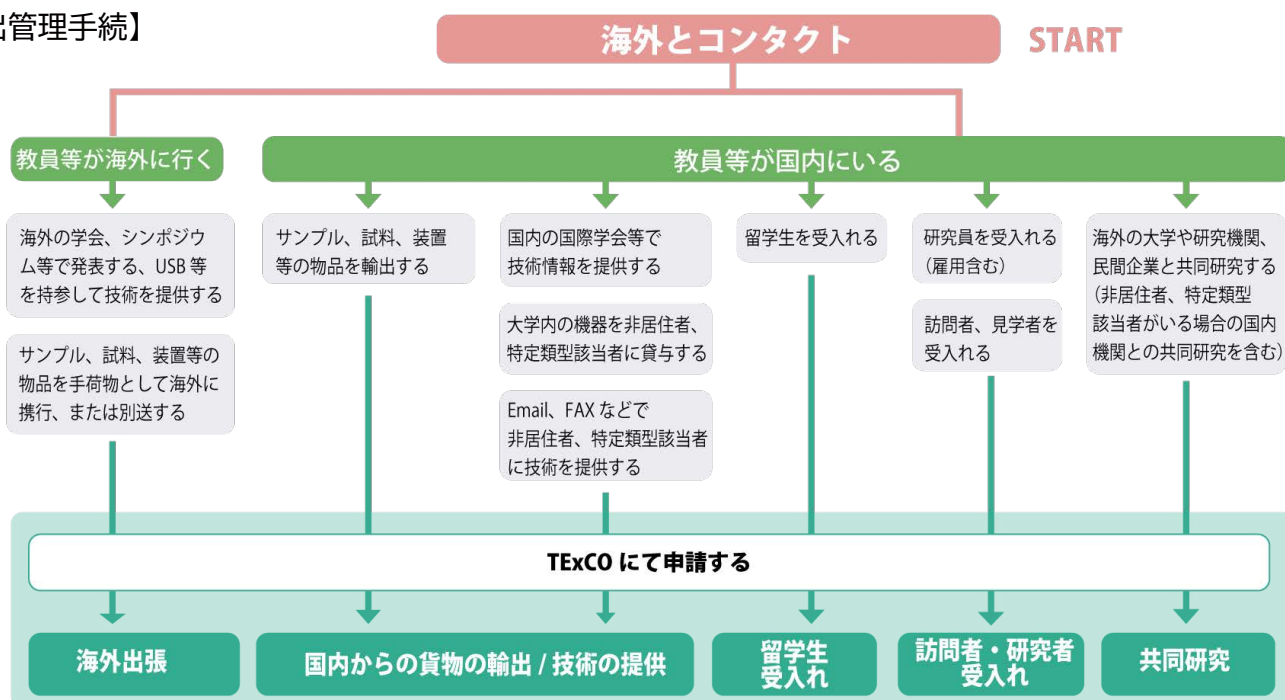


【輸出管理体制と審査】



1. 輸出管理の対象となる取引を行おうとする教職員は、輸出管理システム (TExCO) にて、部局輸出管理担当者に提出することによって事前申請します。
2. 懸念がない場合、第一次審査にて手続完了します。
3. 懸念がある場合、利益相反・輸出管理マネジメント室及び輸出管理統括責任者による第二次審査を経て審査が確定します。第二次審査の結果、必要と判断された場合は、学長を輸出管理最高責任者として経済産業大臣に対し許可申請を行います。

【輸出管理手続】



海外出張、国内からの技術の提供、貨物の輸出、留学生受入れ、訪問者・研究者の受入れ、共同研究の事前確認は、輸出管理システム (TExCO) にて申請します。 <https://texco.sec.tsukuba.ac.jp/>

e-learning公開中

利益相反 <https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/e-learning/>
 輸出管理 <https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/sec-e-learning/>
<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp>から「研修」をクリックしてアクセスできます

どなたでも自由に
利用できます。

○利益相反自己申告制度の変更について ~研究インテグリティへの対応~

○筑波大学における個人としての利益相反マネジメント・筑波大学における組織としての利益相反マネジメント (Ⅰ 解説編 + Ⅱ クイズ編)

○大学における利益相反マネジメントの理論と実践 (基礎編/実践編)

○筑波大学における輸出管理のしくみ (Ⅰ 解説編 + Ⅱ クイズ編)

○大学院入学の皆様へ、特定類型自己申告書・誓約書記入のお願いについて (日/英)